

ファミリーローン

平成30年 4月 1日現在

1. 商品名	・ファミリーローン
2. ご融資期間	・8年以内（1ヵ月単位、元金据置6ヵ月以内）
3. ご融資金額	・500万円以内（1万円単位）
4. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます
5. ご利用いただける方	・当金庫の営業地区内にお住まい、またはお勤めの方 ・満20歳以上の方で（社）しんきん保証基金の保証を受けられる方
6. お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金
7. ご返済	・毎月元金均等または元利均等返済 ・ご融資金額の50%まで6ヵ月毎のボーナス時増額返済もご利用いただけます
8. 手数料・保証料	・保証会社への保証料が必要となります 保証料は融資利息に含まれており別途お支払いいただく必要はありません
9. 金利情報について	・ホームページまたは窓口へご紹介ください
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>[苦情処理措置]</p> <p>本商品の苦情用等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>[紛争解決措置]</p> <p>以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

11. その他	・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
---------	--